

障がいを理由とする差別の解消に向けて

障がいのある人もない人も、全ての人が互いに尊重し合いながら共に生活できる社会の実現を目指し、国は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を定め、さまざまな取り組みを進めています。

「障害者差別解消法」が定めたこと

① 不当な差別的取り扱いの禁止

障がいを理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限または条件を付けるような行為をしてはいけません。

② 合理的配慮の提供

障がいのある人から、日常生活や社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除くための何らかの配慮(対応)を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、状況に応じた配慮を行います。

※行政機関は法的義務、民間事業者

は努力義務となっています

私たちの身の周りには、意図的に差別していかなくても結果として差別につながっていることがあります。何が差別となっているのかに気が付き、差別を解消するためどのような配慮が必要なのか、障がいのある人の立場に立って考えてみましょう。

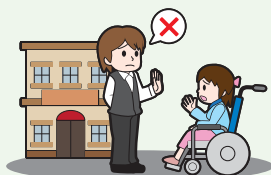
本市の取り組み

市は、障害者差別解消法に基づき

不当な差別的取り扱いの禁止

—主な事例—

- 車いすを使用していることを理由に、店への入店を断る
- 障がいを理由に説明会やシンポジウムなどへの参加を拒む



合理的配慮の提供

—主な事例—

- 講演会などでは、手話通訳者や板書などが見える位置に座席を確保する
- 順番を待つことが難しい人には、周囲の理解を得ながら順番を入れ替えるなど配慮する



「花巻市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」を定めました。障がいのある人に対する市職員の対応が適切なものとなるよう、差別の解消や障がいの状況に応じた配慮の提供に努めていきます。市職員から不当な差別的取り扱いを受けた場合は、本庁人事課または本庁障がい福祉課へご相談ください。

※障がいを理由とする差別で困ったときは、本庁障がい福祉課へ

【問い合わせ】本庁障がい福祉課
 (☎24-2111内線517)